



消防団への入団促進

地域防災室

消防団は、消防本部や消防署と同様に市町村の消防機関の一つであり、消防団員は、本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて、地域の安心・安全の確保のために活動する非常勤特別職の地方公務員です。

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、昨今の記録的集中豪雨、台風災害などの大規模災害において、消防団員は住民の救助活動や避難誘導等を献身的に行ってきました。消防団は、消火活動のみではなく、大規模災害時には昼夜を分かたず果敢に活動しており、地域防災力の中核として不可欠な存在となっています。

しかしながら、少子高齢化、産業構造・就業形態の変化等に伴い、消防団員数は減少し続けており、平成27年4月1日現在、約86万人となっています。10年前の平成17年4月1日現在の約90万8,000人と比べると、約4万8,000人（約5.3%）減少しており、地域における防災力の低下が懸念されています。

このような中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立しました。この法律では、国や地方公共団体は、消防団への積極的な加入促進がなされるよう必要な措置を講じること等が規定され、消防庁では地域防災力の充実強化に向けた各種施策に取り組んでいます。

さて、全国の消防機関では、消防団員の確保に向けた様々な取組を展開しているところですが、消防団員の新規入団を促進するため、本年度も引き続き、関係団体と連携して、平成28年1月から3月までの間、全国的な「消防団員入団促進キャンペーン」を実施します。

本キャンペーン期間中は、消防団員の確保に向けて、事業所の協力促進並びに女性及び学生等の入団促進に重点的に取り組むこととしています。

○消防団活動への事業所の協力の促進

現在の消防団員の約7割が被用者であり、消防団活動に対する事業所の協力が不可欠となっています。平成18年度から「消防団協力事業所表示制度」がスタートし、勤務中の出勤への便宜や従業員の入団促進を図るなど事

業所ぐるみで積極的な活動を行っていただいている事業所が増えており、平成27年4月1日現在で1万1,446事業所が「消防団協力事業所」として認定されています。

○女性の入団促進

女性を消防団員として採用しようとする動きが全国的に広まっており、平成27年4月1日現在、全国で約2万3,000人の女性消防団員が、火災予防広報、一般家庭や高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及啓発活動等、多岐にわたって活動しています。

○学生等の入団促進

消防団員の高齢化が進む中、若年層の消防団員確保が課題となっています。学生等の若い力を、消防団活動で発揮していただくことは大変有意義で、地域防災力の向上にもつながります。平成27年4月1日現在で約3,000人の大学生（専門学校生を含む。）が消防団で活躍しています。

○消防団員入団促進等の取組事例



成人式でのPR活動の様子（野洲市消防団）



入団促進活動の様子（尾道市消防団）

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 高村
TEL: 03-5253-7561